

神奈川県公共工事等に係る条件付き一般競争入札実施要領

平成6年4月1日 施行

(趣旨)

第1条 この要領は、神奈川県が実施する建設工事等に係る入札・契約制度について、透明性・客観性及び競争性をより一層高めることを目的として条件付き一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）を適正かつ円滑に行うため、神奈川県財務規則（昭和29年規則第5号）、神奈川県公営企業財務規程（昭和42年企業庁管理規程第11号）、神奈川県建設工事に係る共同企業体取扱要綱（平成2年4月1日施行）、神奈川県特定建設工事共同企業体取扱基準（平成2年4月1日施行）及び神奈川県の公共工事等に係る入札関係事務処理要領（昭和57年6月1日施行）に定めるほか、必要な事項を定める。

また、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の規定が適用される契約（以下「特定調達契約」という。）に係る一般競争入札に関する「入札に参加する者の取扱い」、「落札者の公示」等の必要な事項については、「神奈川県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則」（平成8年1月1日施行）及び「神奈川県公営企業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程」（平成8年1月1日施行）に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 発注局部長等 神奈川県職員の職の設置等に関する規則（昭和33年規則第3号）に規定する局長及び出先機関の長、神奈川県企業庁職員の職の設置等に関する規程（昭和33年企業庁管理規程第8号）に規定する企業局総務部長及び出先機関の長、神奈川県教育委員会関係職員の職の設置等に関する規則（昭和35年12月27日 神奈川県教育委員会規則第16号）に規定する教育局長及び所管機関等の長、及び警察組織に関する条例（昭和29年条例第28号）に規定する総務部の長等をいう。
- (2) 発注工種 建設業法（昭和24年法律第100号）別表に掲げる該当工種をいう。
- (3) 工事 建設業法（昭和24年法律第100号）別表に掲げる建設工事又は製造の請負をいう。
- (4) 工事系委託業務 競争入札の参加者の資格に関する規則（昭和40年神奈川県規則第106号）第2条第1号に規定する契約をいう。
- (5) 工事等 前2号に規定する工事及び工事系委託業務をいう。

(対象工事等)

第3条 一般競争入札の対象は、原則として設計金額が400万円を超える工事等とする。

2 工事系委託にあつては、次の各号に該当する場合は、400万円を超える案件でも対象としないことができる。

- (1) 災害応急工事等緊急を要する地質調査・測量・設計等の業務
- (2) 業務内容の特殊性から発注機関において指名競争入札が適していると認められる業務

(公告)

第4条 一般競争入札を実施する場合には、財務規則等の規定に基づき、神奈川県公報、新聞、掲示その他の方法により公告を行う。なお、特定調達契約に係るものは神奈川県公報により行う。

2 一般競争入札の標準フロー図は、別紙（1、2、3）のとおりとする。

(入札参加資格審査会)

第5条 第6条第2項に規定する入札参加資格の設定及び第9条に規定する入札参加資格の審査を行うため、各発注局部等において、合議制の「入札参加資格審査会」（以下「審査会」という。）を設置する。

2 入札参加資格の設定に当たっては、工事等の質の担保及び県内業者の受注機会の確保等に配慮するものとし、また、過度に競争を制限するものとならないよう留意するものとする。

ただし、特定調達契約に係る工事等にあつては、内外無差別の原則に従うものとする。

（入札参加者の資格要件）

第6条 入札参加資格確認申請期限において、次の各号のいずれかに該当する者は一般競争に参加させることはできない。このことは、第4条に規定する公告において、明記しなければならない。

(1) 競争入札の参加者の資格に関する規則（以下「入札参加資格規則」という。）（昭和40年規則第106号）第4条第1項に規定する入札参加資格を有することについて知事の認定を受けていない者ただし、特定調達契約に係る工事等については、入札参加資格の確認基準日に知事の認定を受けていない場合でも、公告で定める日までに認定の手続きを行い、開札の日時において認定を受けている者については、入札に参加させることができる。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者及び同条第2項の規定に該当する者

(3) 工事にあつては発注工種につき、有効な経営事項審査結果通知を受けていない者

(4) 神奈川県指名停止等措置要領（平成18年4月1日施行）に基づく指名停止期間中の者

(5) 入札参加資格確認申請期限以前2年以内に銀行取引停止処分を受けたことのある者

ただし、工事にあつては会社更生法又は民事再生法に基づく裁判所の更生（再生）手続きの開始決定（以下「更生開始決定」という。）を受けた後、入札参加資格規則に基づく入札参加資格の再認定を受けた者を除き、工事系委託にあつては更生開始決定を受けた者を除く。

(6) 入札参加資格確認申請期限以前6箇月以内に、取引銀行において不渡手形及び不渡小切手を出したことのある者

ただし、工事にあつては会社更生法又は民事再生法に基づく裁判所の更生（再生）手続きの開始決定を受けた後、入札参加規則に基づく入札参加資格の再認定を受けた者を除き、工事系委託にあつては会社更生法又は民事再生法に基づく裁判所の更生（再生）手続きの開始決定を受けた者を除く。

(7) 債務の不履行があり、所有する資産に対し、仮差押え、保全差押え又は差押えの命令及び競売手続きの開始決定がなされている者

(8) 事業税及び消費税を滞納している者

(9) 工事にあつては発注工種に係る建設業法26条に規定する技術者（監理技術者の場合は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者）を現場に配置できない者

(10) 工事にあつては入札金額の内訳書等を提出できない者

(11) 工事にあつては「営業所実態調査における指導事項の改善について（通知）」を県から受けた者で、改善確認通知を受けていない者

(12) 工事にあつては社会保険等（健康保険、年金保険及び雇用保険）に未加入である者

(13) 工事にあつては入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がある者

2 前項に規定するほか、審査会は工事の規模及び内容に応じ、入札参加資格として、次の各号に掲げる事項につき定めることができる。入札参加資格として定めた場合は、第4条に規定する公

告において明記しなければならない。

- (1) 建設業の許可の種類
 - (2) 発注工種に係る経営事項審査の総合評点（客観点数）に県独自の企業の技術力評価を中心とした点数（主観点数）を加えた、総合点数又は等級格付
 - (3) 本店又は受任者を置く支店・営業所の所在地
ただし、特定調達契約に係る工事については、入札参加資格としてはならない。
 - (4) 配置予定技術者の資格及び施工経験
 - (5) 同種工事の実績
 - (6) 同工種工事の完成工事高
 - (7) 同工種工事の成績
 - (8) 接近工事の状況
 - (9) 優良工事施工業者であること
 - (10) 社会貢献企業であること
 - (11) 退職一時金制度若しくは企業年金制度を導入している者（建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査の対象であるものに限る。）又は、中小企業退職金共済法に基づく建設業退職金共済契約を締結している者
 - (12) その他、公正な競争を維持するために必要と判断される事項
- 3 特定建設工事共同企業体の結成を条件とする工事にあつては、各構成員ごとに、前項に規定する入札参加資格を設定しなければならない。
- 4 特定建設工事共同企業体の結成を条件とする工事にあつては、経常建設共同企業体を参加させてはならない。
- 5 第1項に規定するほか、審査会は工事系委託業務の規模及び内容に応じ、入札参加資格として、次の各号に掲げる事項につき定めることができる。入札参加資格として定めた場合は、第4条に規定する公告において、明記しなければならない。
- (1) 本店又は受任者を置く支店・営業所の所在地
ただし、特定調達契約に係る工事系委託業務については、入札参加資格としてはならない。
 - (2) 営業種目
 - (3) 営業種目の細目
 - (4) 営業種目の売上高
 - (5) 営業種目の有資格技術者数
 - (6) 同種業務の履行実績
 - (7) 配置予定管理技術者の同種業務履行実績
 - (8) その他適正な履行を確保するうえで必要な事項

（特定調達契約に係る工事等に係る入札参加資格確認の申請）

第7条 一般競争入札（特定調達契約に係る工事等）に参加を希望する者に対しては、次の各号に付した「一般競争入札参加資格確認申請書」（第1号様式－1・2）（以下「資格申請書」という。）を、公告に定める日までに神奈川県知事（神奈川県公営企業管理者）に提出させ、入札参加資格を確認しなければならない。

- (1) 工事にあつては「配置予定技術者届」（第2号様式）
- (2) 配置予定技術者に特定の資格要件を設定した場合には、資格を証明する書類の写し
配置予定技術者を監理技術者とした場合には、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了

証の写し

監理技術者の兼務に伴い、監理技術者の補佐を行う、「監理技術者補佐」を設置する場合は、資格を証明できる書類の写し

(3) 同種工事の実績が条件とされる工事にあつては、「同種工事实績届」(第3号様式-1)

(4) 同種業務の履行実績又は配置予定管理技術者の履行実績が条件とされる工事系委託業務にあつては、「同種業務の履行実績届」(第3号様式-2)

2 特定建設工事共同企業体の結成を条件とする工事にあつては、前項各号に掲げる付属書類を各構成員ごとに提出するとともに、特定建設工事共同企業体協定書を提出させなければならない。

3 提出書類の記載要領及び用紙類については入札説明書に含めるものとする。

なお、入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法は公告において明らかにするものとする。

(入札参加資格確認の申請)

第8条 発注局部長等は、一般競争入札(特定調達契約以外の工事等)に参加を希望する者に対しては、神奈川電子自治体共同運営電子入札システム(以下「電子入札システム」という。)による競争参加資格確認申請書を公告に定める日までに提出させ入札参加資格を確認しなければならない。

(入札参加資格の事前審査)

第9条 入札参加資格の審議に供するため、審査会の事務局は、「一般競争入札参加資格確認書」(第4号様式-1・2)(以下「資格確認書」という。)を作成し、審査会に提出するものとする。

ただし、電子入札システムを利用して入札を実施する場合は除く。

2 審査会は、提出された資格確認書に基づいて、入札参加資格の有無についての確認を行い、その結果を当該発注局部長等に通知するものとする。ただし、電子入札システムを利用する場合を除く。

3 発注局部長等は、入札参加資格の判定結果について、「一般競争入札参加資格確認通知書」(第5号様式)により、公告に定める日までに、申請者に通知するものとする。

ただし、電子入札システムを利用する場合は、発注局部長等の決裁後に同システムにより競争参加資格確認通知書を公告に定める日までに、申請者に通知するものとする。

なお、入札参加資格が無いと認めた場合は、必ずその理由を明記しなければならない。

4 入札参加資格の確認結果については、別に定めるところにより公表する。

(入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明)

第10条 前条第3項の通知を受けた者が、入札説明書に定めた日までに、入札参加資格がないと認めた理由について書面により説明を求めた場合、書面により回答しなければならない。

ただし、電子入札システムによる場合は、同システムで回答するものとする。

2 前項の競争参加資格がないと認めた者への回答は、入札説明書に定めた日までに行わなければならない。

(入札参加資格の事後審査)

第11条 電子入札システムによる場合は、開札後に予定価格と最低制限価格の範囲内で最低の価格

の入札を行った者（以下「落札候補者」という。）に対し必要な書類を提出させた上で審査し、発注局部長等の決裁を得るものとする。入札参加資格がないと認められた者がその理由について書面により説明を求めた場合、発注局部長等は回答しなければならない。

（設計図書の閲覧）

第12条 工事にあっては設計図書及び単価抜き設計書（以下「設計図書」という。）を、公告の日から入札日の日までの間、閲覧に供する。ただし、電子入札システムによる場合は、設計図書（現場説明書を含む。）を公告の日から入札書提出期限日までの間、閲覧に供する。工事系委託業務は閲覧に供しない。

（設計図書の頒布）

第13条 工事の設計図書（電子入札システムによる場合は現場説明書を含む。）については、入札参加資格規則に基づく入札参加資格者で希望する者に対して、無償又は有償で頒布するものとする。ただし、特定調達契約に係る工事等にあつては、現場説明書は無料で頒布する。

また、工事系委託の設計図書については、第9条第3項に基づき入札参加資格を確認した者のうち希望する者のみに頒布する。

（現場説明書の頒布等）

第14条 資格確認者に対する現場説明会を行わず、現場説明書の閲覧又は頒布をもってこれに代えるものとする

ただし、他に定めがあるときは、この限りでない。

（質問書の提出と回答書）

第15条 入札説明書及び設計図書について質問のある者から、入札説明書に定める日までに、「一般競争入札質問書」（第6号様式）（以下「質問書」という。）の提出があつた場合においては、その質問に対する回答書の閲覧を行わなければならない。

ただし、電子入札システムによる場合は同システムで回答を閲覧に供する。

また、電子入札システムで回答後、入札書提出期限までに電子入札システムで回答を閲覧に供することができる限り、随時に質問を受け付け、電子入札システムで回答を閲覧に供するものとする。

2 回答書については、各質問項目を一括して「一般競争入札回答書」（第7号様式）により、入札説明書で定める期間及び場所で、閲覧を行うものとする。

（入札金額の内訳書の提示）

第16条 工事にあっては一般競争入札の第1回目の入札に当たり、入札者に入札金額の内訳書を提示させなければならない。

2 特定調達契約に係る工事にあつて、郵送で入札を受け付ける場合には、入札金額の内訳書を入札書に同封させるものとする。

3 第1項の規定において、電子入札システムによる場合は、入札書に添付して提出させることとする。

（郵便による入札）

第17条 特定調達契約に係る工事等にあつては、郵便による入札の受領期限を定めなければならない。この場合、受領期限を入札執行の日時前の日時とすることができる。

(入札の無効)

第18条 次の各号のいずれかに該当する者のした入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者又は入札参加資格を確認した者で、落札決定までに第6条で規定する入札参加の資格要件を欠いた者
- (2) 資格確認申請書及び付属書類に虚偽の記載をした者
- (3) 入札に関する条件に違反した者
- (4) 入札参加資格申請期限から落札決定までに、取引銀行において不渡手形又は不渡小切手を出した者
- (5) 落札決定までに、発注工種に係わる経営事項審査結果の有効期限が切れた者

(規則の準用)

第19条 競争入札の参加者の資格に関する規則第3条第2項及び第4項の規定は、神奈川県のご公共工事等に係る条件付き一般競争入札実施要領を準用する。

(その他)

第20条 特定調達契約に係る工事等にあつては、対象工事等に直接関連する他の工事等の請負契約を対象工事等の請負契約の相手方との随意契約により締結することが予想される場合においては、その旨を公告及び入札説明書において明らかにするものとする。

2 この要領に定めがあるもののほか、取り扱いの細目については、各発注局部長が定めるものとする。

附 則

この要領は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成8年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成11年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行し、同日以降に公告する案件から適用する。

附 則

この要領は、平成19年2月1日から施行し、同日以降に公告する案件から適用する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行し、同日以降に公告する案件から適用する。

附 則

この要領は、平成21年10月1日から施行し、同日以降に公告する案件から適用する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行し、同日以降に公告する案件から適用する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行し、同日以降に公告する案件から適用する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行し、同日以降に公告する案件から適用する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行し、同日以降に公告する案件から適用する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行し、同日以降に公告する案件から適用する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行し、同日以降に公告する案件から適用する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行し、同日以降に公告する案件から適用する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行し、同日以降に公告する案件から適用する。

附 則

この要領は、令和5年1月1日から施行し、同日以降に公告する案件から適用する。

附 則

この要領は、令和7年5月19日から施行し、同日以降に公告する案件から適用する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行し、同日以降に公告する案件から適用する。